

埼玉県介護保険施設等指導実施要綱

第1 目的

この要綱は、知事が介護保険法（平成9年法律第123号）第24条及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第24条の規定に基づき実施する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設・事業所の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、介護保険施設・事業所に対し、埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年埼玉県条例第65号）、介護保険法施行条例（平成24年埼玉県条例第66号）、厚生労働省令で定める人員、設備及び運営に関する基準、厚生労働省告示で定める介護報酬の算定基準等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

なお、指導における重点項目は年度ごとに別に定める。

第3 業務及び担当地域の区分

福祉監査課各担当の指導の業務の区分は、別紙1のとおりとする。

第4 指導形態等

指導形態は、次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、指導の対象となる介護サービス事業者等に対し必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。通常は5月に実施することとし、5月の集団指導後に新規に指定を受けた事業者及び5月の集団指導に欠席した事業者を対象とした集団指導を12月に実施する。

2 運営指導

運営指導は、指導の対象となる介護サービス事業者等の施設・事業所において実地に行う。

また、保険者である市町村等と事業者に係る情報共有を図るほか、必要に応じて運営指導を合同で行うなど、市町村等との連携・協働を進め

る。

なお、指定等の事務を行っている福祉事務所や高齢者福祉課と必要に応じて運営指導を合同で行うなど、福祉事務所や高齢者福祉課との連携・協働を進める。

第5 指導対象の選定

指導は全ての介護サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については一定の計画に基づいて実施する。

なお、運営指導は、別紙1の頻度を標準として実施する。

1 集団指導

全ての介護サービス事業者等を対象として、毎年度、サービスの種別ごとに実施する。

2 運営指導

(1) 当該年度中に指定（介護老人保健施設及び介護医療院の許可を含む。

以下同じ。）の更新手続きの対象となる施設・事業所の事業者

(2) 新規に指定を受けた施設・事業所の事業者

(3) 苦情・通報等により、指導が必要とされる事業者

(4) 前年度の集団指導不参加で当該年度も不参加の施設・事業所の事業者

(5) その他必要と認める事業者

第6 指導方法等

1 集団指導

(1) 指導通知

指導対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

2 運営指導

(1) 指導通知

指導対象となる介護サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる施設・事業所において高齢者虐待が疑われ

ているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該施設等の日常におけるサービスの提供状況等を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ① 運営指導の根拠規定及び目的
- ② 運営指導の日時及び場所
- ③ 指導担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等

(2) 指導方法

運営指導は、必要に応じて介護保険施設・事業所内を巡視するとともに、国の「介護保険施設等運営指導マニュアル」や介護サービス事業者があらかじめ行った「自主点検表」による点検結果などを基に帳簿書類等を閲覧し、面談により関係者から説明を求める方法で行う。

なお、実地指導を実施しない介護サービス事業者について、その運営状況を書面により報告させ、必要な指導を行うこともある。

(3) 指導結果の通知等

運営指導の結果、別紙2「指導区分の判定の基本的な考え方」に従い改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合等には、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

(4) 報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項のうち別紙2「指導区分の判定の基本的な考え方」のIに該当するものについて、文書により報告を求めるものとする。

第7 監査への変更

運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「埼玉県介護保険施設等監査実施要綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害が及ぼすおそれがあると判断した場合
- (2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

第8 指導の結果及び改善状況の公表

指導の結果及び改善状況については、今後の事業者指導等に支障があると認められる場合を除き、県ホームページに掲載し、県民に広く情報提供する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

別紙 1 (第3及び第5関係)

福祉監査課における介護サービス事業者
指導の業務及び運営指導の頻度

1 介護保険施設・介護事業担当

	介護サービス事業者	運営指導の 頻度
(1)	指定居宅サービス事業者（児童施設・高齢施設担当が担当するものを除く。）	指定有効期間内に1回以上
(2)	指定介護予防サービス事業者（児童施設・高齢施設担当が担当するものを除く。）	指定有効期間内に1回以上
(3)	介護老人保健施設	3年に1回
(4)	指定介護療養型医療施設	3年に1回
(5)	介護医療院	3年に1回
(6)	指定居宅サービス事業者のうち、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第6条の規定により登録されている賃貸住宅（サービス付き高齢者向け住宅）のうち、指定基準に適合するものとして知事に届け出られているものに限る。）	4年に1回
(7)	指定居宅サービス事業者のうち、(3)から(6)に併設する通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護及び短期入所療養介護	(3)～(5)の併設事業者 3年に1回
(8)	指定介護予防サービス事業者のうち、(3)から(6)に併設する介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護	(6)の併設事業者 4年に1回

2 児童施設・高齢施設担当

	介護サービス事業者	運営指導の 頻度
(1)	指定介護老人福祉施設	「埼玉県社会福祉施設等指導監査実施要綱」の定めによる。
(2)	指定居宅サービス事業者のうち、(1)に併設する通所介護及び短期入所生活介護	
(3)	指定居宅サービス事業者のうち、特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）	
(4)	指定介護予防サービス事業者のうち、(1)に併設する介護予防短期入所生活介護	